

第8回世界のウチナーンチュ大会に係る HP及びSNSの利用に関する運用規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 HP及びSNSの利用に関するガイドライン（第3条・第4条）
- 第3章 Facebookの利用に関する運用規程（第5条－第10条）
- 第4章 X(旧Twitter)の利用に関する運用規程（第11条－第16条）
- 第5章 Instagramの利用に関する運用規程（第17条－第21条）
- 第6章 YouTubeの利用に関する運用規程（第22条－第27条）

第1章 総則（第1条・第2条）

（目的）

第1条 この規程は、文化観光スポーツ部交流推進課第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）で「第8回世界のウチナーンチュ大会」（以下、「大会」という。）開催に係る実施事業（以下「実施事業」という。）の広報媒体としてHP及びSNSの利用を積極的に行い、それらの情報を閲覧できるようにするためのHP及びSNSの利用に関するガイドラインを定め、当該利用に関し必要な運営上の取扱いその他の措置又は処置を定めることにより、HPやSNSが持つ拡散性、即時性を生かすことで情報の伝播効果を期待し、実施事業に関する情報発信、また各事業参加者との情報共有及びネットワークを形成することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、事務局が事務を分掌している実施事業の実施において、事務局職員によるHP及びSNSの利用について適用する。

2 前項のHP及びSNSは、次に掲げるものをいう。

- (1) 『第8回世界のウチナーンチュ大会』公式HP
- (2) Facebook
- (3) X(旧Twitter)
- (4) Instagram
- (5) YouTube

第2章 HP及びSNSの利用に関するガイドライン（第3条・第4条）

（基本原則）

第3条 実施事業におけるHP及びSNSの利用は、次の事項を基本原則として行わなければならない。

- (1) 実施事業におけるHP及びSNSを利用する者（以下「利用する者」という。）は、沖縄県職員としての自覚と責任をもって発言（HP及びSNSで閲覧できるように必要な表示を行うことをいう。以下同じ。）を行うこと。
- (2) 利用する者は、法令（条例規則を含む。以下同じ。）、この規程及び県の情報管理を行う部署が定める規程を遵守して行うこと。
- (3) 利用する者は、職務上知り得た秘密及び個人情報の取扱いに十分に注意を行うこと。

- (4) 利用する者は、HP 及び SNS を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）の基本的人権、著作権その他の利益を侵害しないこと。
- (5) 利用する者は、公序良俗に反する発言その他の情報発信を行わないこと。
- (6) 利用する者は、その利用する情報の信頼性を確保し、常に正確な情報を発信すること。
- (7) 利用する者は、閲覧者が誤解することがないように、簡潔かつ適切な情報の発信を行うこと。
- (8) 利用する者は、閲覧者が閲覧した情報に関し、当該閲覧者から問い合わせがあった場合には、冷静かつ誠実に対応できるようにすること。

（禁止事項）

第4条 利用する者は、実施事業において HP 及び SNS の利用に関し、次の事項を行ってはならない。

- (1) 特定の個人又は企業についての誹謗中傷となる発言、不敬な発言等を含む情報を発信すること。
- (2) 人種、思想、信条、居住、職業その他で差別し、又は差別を助長する可能性がある発言を行うこと。
- (3) 利用する者が考える個人的な意見の情報を発信しないこと（利用する者があらかじめ上司の判断を求め、それに対し上司の判断により当該利用する者の個人的意見を発言とすることがソーシャルメディアの運用上適当であると判断される場合を除く。）
- (4) 法令に違反する行為又は法令に違反する行為をおおる情報を発信すること。
- (5) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
- (6) 県及び県以外の者の権利その他の利益を侵害する情報又は侵害する可能性がある情報を発信すること。
- (7) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
- (8) 単なる噂に関する情報、単なる噂を助長させる情報その他信頼性が確保できない情報を発信すること。
- (9) 県の重要な施策に係る意思決定過程における情報を発信すること（県が閲覧者の意見を求める目的で発信する場合を除く。）。
- (10) 県職員以外の者に発信をさせること。
- (11) その他 HP 及び SNS の利用における禁止事項として事務局長が定めること。

第3章 Facebook の利用に関する運用規程（第5条―第10条）

（運用者）

第5条 Facebook を利用して実施事業に係る情報を発信する者（以下この章において「Facebook 運用者」という。）は、事務局職員のうちから第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会事務局長（以下、「事務局長」という。）が指名する者とする。

（アカウントの登録）

第6条 Facebook アカウントにおいて使用する名称は、「第8回世界のウチナーンチュ大会」とする。

- 2 Facebook アカウントを登録する場合に使用するメールアドレスは、事務局の代表メールアドレス又は事務局長が指定するメールアドレスとする。
- 3 Facebook アカウントで使用するパスワードは、事務局長が別に定めるものとする。この場

合において、事務局長は、当該パスワードを Facebook 運用者のみに通知するものとする。

(情報の発信)

第7条 Facebook 運用者は、Facebook を利用して情報を発信する場合は、事務局長の許可を得なければならない。ただし、実施事業に係る情報を発信する場合であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、事務局長の許可を得ずに情報を発信することができる。

- (1) すでに一般に周知されている情報を発信する場合
- (2) 以前発信した情報を再度発信する場合
- (3) 実施事業の現況や結果等に係る情報を発信する場合

(禁止事項)

第8条 Facebook 運用者は、Facebook の利用に関し、次の事項を行ってはならない。

- (1) 他の Facebook 利用者のページをフォロー（他の Facebook 利用者の発言を自らのホーム画面に表示させることができる機能をいう。）すること。
- (2) 他の Facebook 利用者のページにコメントすること。
- (3) 他の Facebook 利用者とシェア（写真及びリンク等を共有することをいう。）を行うこと。
- (4) 他の Facebook 利用者のページにおいて、「いいね」機能（他の Facebook 利用者が発信した情報に対し、共感を伝える機能をいう。）を使用すること。
- (5) その他 Facebook の利用における禁止事項として事務局長が定めること。

(なりすましに対する対応)

第9条 事務局は、HP に事務局が使用する Facebook アカウントを表示することにより、当該 Facebook アカウントを事務局が運用していることを明らかにし、なりすまし（事務局が使用する Facebook アカウントに類似する名称の Facebook アカウント（以下この条において「なりすましアカウント」という。）を利用することにより、事務局が当該なりすましアカウントを利用して情報を発信したものと閲覧者に誤認させる行為をいう。）を防止するものとする。

- 2 事務局は、なりすましアカウントを発見した場合は、Facebook を利用して当該なりすましアカウントが存在することに関する情報を発信するとともに、HP に当該情報を掲載するものとする。
- 3 事務局は、なりすましアカウントを発見した場合は、Facebook ヘルプセンターに違反の報告をし、当該なりすましアカウントの削除を依頼しなければならない。

(Facebook アカウントの削除)

第10条 事務局は、Facebook 運用者が事務局の Facebook アカウントを使用して法令及びこの規程に反する重大な利用違反又は不正利用を行った場合は、直ちに当該 Facebook アカウントを削除しなければならない。

第4章 X(旧 Twitter)の利用に関する運用規程（第11条—第16条）

(運用者)

第11条 X(旧 Twitter)を利用して実施事業に係る情報を発信する者(以下この章において「X(旧 Twitter)運用者」という。)は、事務局職員のうちから事務局長が指名する者とする。

(アカウントの登録)

第12条 X(旧 Twitter)アカウントで使用する名前は、「【OIFFICIAL】Worldwide Uchinanchu Festival」とする。

- 2 X(旧 Twitter)アカウントを登録する場合に使用するメールアドレスは、事務局の代表メールアドレスとする。
- 3 X(旧 Twitter)アカウントで使用するパスワードは、事務局長が別に定めるものとする。この場合において、事務局長は、当該パスワードをX(旧 Twitter)運用者のみに通知するものとする。

(情報の発信)

第13条 X(旧 Twitter)運用者は、X(旧 Twitter)を利用して情報を発信する場合は、事務局長の許可を得なければならない。ただし、実施事業に係る情報を発信する場合であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、事務局長の許可を得ずに情報を発信することができる。

- (1) すでに一般に周知されている情報を発信する場合
- (2) 以前発信した情報を再度発信する場合
- (3) 実施事業の現況や結果等に係る情報を発信する場合

(禁止事項)

第14条 X(旧 Twitter)運用者は、X(旧 Twitter)の利用に関し、次の事項を行ってはならない。

- (1) 他のX(旧 Twitter)利用者をフォロー(他のX(旧 Twitter)利用者の発言を自らのホーム画面に表示させることができる機能をいう。)すること。
- (2) 他のX(旧 Twitter)利用者に対してリプライ(他のX(旧 Twitter)利用者の発言に対して返信をする機能をいう。)すること。
- (3) 他のX(旧 Twitter)利用者が投稿した発言をリツイート(他のX(旧 Twitter)利用者の発言をさらに他のX(旧 Twitter)利用者に転送する機能をいう。)すること。
- (4) 他のX(旧 Twitter)利用者が投稿した発言に対して「いいね」機能(他のX(旧 Twitter)利用者の発言に対し、共感を伝える機能をいう。)を使用すること。
- (5) その他X(旧 Twitter)の利用における禁止事項として事務局長が定めること。

(なりすましに対する対応)

第15条 事務局は、HPに事務局が使用するX(旧 Twitter)アカウントを表示することにより、当該X(旧 Twitter)アカウントを事務局が運用していることを明らかにし、なりすまし(事務局が使用するX(旧 Twitter)アカウントに類似する名称のX(旧 Twitter)アカウント(以下この条において「なりすましアカウント」という。)を利用することにより、事務局が当該なりすましアカウントを利用して情報を発信したものと閲覧者に誤認させる行為をいう。)を防止するものとする。

- 2 事務局は、なりすましアカウントを発見した場合は、X(旧 Twitter)を利用して当該なりすましアカウントが存在することに関する情報を発信するとともに、HPに当該情報を掲載するものとする。
- 3 事務局は、なりすましアカウントを発見した場合は、X(旧 Twitter)ヘルプセンターに違反の報告をし、当該なりすましアカウントの削除を依頼しなければならない。

(X(旧 Twitter)アカウントの削除)

第 16 条 事務局は、X(旧 Twitter)運用者が事務局のX(旧 Twitter)アカウントを使用して法令及びこの規程に反する重大な利用違反又は不正利用を行った場合は、直ちに当該X(旧 Twitter)アカウントを削除しなければならない。

第 5 章 Instagram の利用に関する運用規程（第 17 条—第 21 条）

(運用者)

第 17 条 Instagram を利用して実施事業に係る情報を発信する者（以下この章において「Instagram 運用者」という。）は、事務局職員のうちから事務局長が指名する者とする。

(アカウントの登録)

第 18 条 Instagram アカウントで使用する名前は、「【OIFFICIAL】Worldwide Uchinanchu Festival」とする。

- 2 Instagram アカウントを登録する場合に使用するメールアドレスは、事務局の代表メールアドレスとする。
- 3 Instagram アカウントで使用するパスワードは、事務局長が別に定めるものとする。この場合において、事務局長は、当該パスワードを Instagram 運用者のみに通知するものとする。

(情報の発信)

第 18 条 Instagram 運用者は、Instagram を利用して情報を発信する場合は、事務局長の許可を得なければならない。ただし、実施事業に係る情報を発信する場合であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、事務局長の許可を得ずに情報を発信することができる。

- (1) すでに一般に周知されている情報を発信する場合
- (2) 以前発信した情報を再度発信する場合
- (3) 実施事業の現況や結果等に係る情報を発信する場合

(禁止事項)

第 19 条 Instagram 運用者は、Instagram の利用に関し、次の事項を行ってはならない。

- (1) 他の Instagram 利用者をフォロー（他の Instagram 利用者の投稿を自らのホーム画面に表示させることができる機能をいう。）すること。
- (2) 他の Instagram 利用者に対してリプライ（他の Instagram 利用者の発言に対して返信をする機能をいう。）すること。
- (3) 他の Instagram 利用者が投稿した発言をリポスト（他の Instagram 利用者の発言をさらに他の Instagram 利用者に転送する機能をいう。）すること。
- (4) 他の Instagram 利用者が投稿した発言に対して「いいね」機能（他の Instagram 利用者の発言に対し、共感を伝える機能をいう。）を使用すること。
- (5) その他 Instagram の利用における禁止事項として事務局長が定めること。

(なりすましに対する対応)

第 20 条 事務局は、HP に事務局が使用する Instagram アカウントを表示することにより、当該 Instagram アカウントを事務局が運用していることを明らかにし、なりすまし（事務局が使用する Instagram アカウントに類似する名称の Instagram アカウント（以下この条において「なりすましアカウント」という。）を利用することにより、事務局が当該なりすましア

アカウントを利用して情報を発信したものと閲覧者に誤認させる行為をいう。)を防止するものとする。

- 2 事務局は、なりすましアカウントを発見した場合は、Instagram を利用して当該なりすましアカウントが存在することに関する情報を発信するとともに、HP に当該情報を掲載するものとする。
- 3 事務局は、なりすましアカウントを発見した場合は、Instagram レポートツールにて違反の報告をし、当該なりすましアカウントの削除を依頼しなければならない。

(Instagram アカウントの削除)

第 21 条 事務局は、Instagram 運用者が事務局の Instagram アカウントを使用して法令及びこの規程に反する重大な利用違反又は不正利用を行った場合は、直ちに当該 Instagram アカウントを削除しなければならない。

第 6 章 YouTube の利用に関する運用規程 (第 22 条—第 27 条)

(運用者)

第 22 条 YouTube を利用して実施事業に係る情報を発信する者(以下この章において「YouTube 運用者」という。)は、事務局職員のうちから事務局長が指名する者とする。

(アカウントの登録)

第 23 条 YouTube アカウントで使用する名前は、「第 8 回世界のウチナーンチュ大会動画チャンネル」とする。

- 2 YouTube アカウントを登録する場合に使用するメールアドレスは、事務局の代表メールアドレスとする。
- 3 YouTube アカウントで使用するパスワードは、事務局長が別に定めるものとする。この場合において、事務局長は、当該パスワードを YouTube 運用者のみに通知するものとする。

(情報の発信)

第 24 条 YouTube 運用者は、YouTube を利用して情報を発信する場合は、事務局長の許可を得なければならない。ただし、実施事業に係る情報を発信する場合であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、事務局長の許可を得ずに情報を発信することができる。

- (1) すでに一般に周知されている情報を発信する場合
- (2) 以前発信した情報を再度発信する場合
- (3) 実施事業の現況や結果等に係る情報を発信する場合

(禁止事項)

第 25 条 YouTube 運用者は、YouTube の利用に関し、次の事項を行ってはならない。

- (1) 他の YouTube 利用者に対してチャンネル登録すること。
- (2) 他の YouTube 利用者に対してコメントすること。
- (3) 他の YouTube 利用者の動画やコメントに対して高評価又は低評価すること。
- (4) その他 YouTube の利用における禁止事項として事務局長が定めること。

(なりすましに対する対応)

第 26 条 事務局は、HP に事務局が使用する YouTube アカウントを表示することにより、当該

YouTube アカウントを事務局が運用していることを明らかにし、なりすまし（事務局が使用する YouTube アカウントに類似する名称の YouTube アカウント（以下この条において「なりすましアカウント」という。）を利用することにより、事務局が当該なりすましアカウントを利用して情報を発信したものと閲覧者に誤認させる行為をいう。）を防止するものとする。

- 2 事務局は、なりすましアカウントを発見した場合は、YouTube を利用して当該なりすましアカウントが存在することに関する情報を発信するとともに、HP に当該情報を掲載するものとする。
- 3 事務局は、なりすましアカウントを発見した場合は、YouTube レポートツールにて違反の報告をし、当該なりすましアカウントの削除を依頼しなければならない。

（YouTube アカウントの削除）

第 27 条 事務局は、YouTube 運用者が事務局の YouTube アカウントを使用して法令及びこの規程に反する重大な利用違反又は不正利用を行った場合は、直ちに当該 YouTube アカウントを削除しなければならない。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。